

事業主が実施すべき実務の流れ(労働者派遣法関係)(イメージ)

参考資料No.1-1
(平成30年11月16日第14回同一労働同一賃金部会配布資料)

<派遣先均等・均衡方式>

① 比較対象労働者の待遇情報の提供 (派遣先)
【法第26条第7項・第10項】

② 派遣労働者の待遇の検討・決定 (派遣元) 【法第30条の3】

③ 派遣料金の交渉 (派遣先は派遣料金に関して配慮)
【法第26条第11項】

④ 労働者派遣契約の締結 (派遣元及び派遣先) 【法第26条第1項等】

⑤ 派遣労働者に対する説明 (派遣元)

- 1) 雇入れ時
 - ・ 待遇情報の明示・説明【法第31条の2第2項】
- 2) 派遣時
 - ・ 待遇情報の明示・説明【法第31条の2第3項】
 - ・ 就業条件の明示【法第34条第1項】

(注) 比較対象労働者の待遇に変更があったときは、変更部分について、派遣先から派遣元に待遇情報を提供。
派遣元は派遣労働者の待遇の検討を行い、必要に応じて、上記の流れに沿って対応。

(求めに応じて下記の対応)

○ 派遣労働者に対する比較対象労働者との待遇の相違等の説明 (派遣元) 【法第31条の2第4項】

○ 派遣先の労働者に関する情報、派遣労働者の業務の遂行の状況等の情報の追加提供の配慮 (派遣先) 【法第40条第5項】

<労使協定方式>

○ 過半数代表者の選出 <過半数労働組合がない場合> (派遣元)
投票、挙手等の民主的な方法により選出

○ 労使協定の締結 (派遣元) 【法第30条の4第1項】
(※) 労使協定における賃金の定めを就業規則等に記載

○ 労使協定の周知等 (派遣元)

- 1) 労働者に対する周知【法第30条の4第2項】
- 2) 行政への報告【法第23条第1項】

① 比較対象労働者の待遇情報の提供 (派遣先)
【法第26条第7項・第10項】

※ 法第40条第2項の教育訓練及び第40条第3項の福利厚生施設に限る。

② 派遣料金の交渉 (派遣先は派遣料金に関して配慮) 【法第26条第11項】

③ 労働者派遣契約の締結 (派遣元及び派遣先) 【法第26条第1項等】

④ 派遣労働者に対する説明 (派遣元)

- 1) 雇入れ時
 - ・ 待遇情報の明示・説明【法第31条の2第2項】
- 2) 派遣時
 - ・ 待遇情報の明示・説明【法第31条の2第3項】
 - ・ 就業条件の明示【法第34条第1項】

(注) 同種の業務に従事する一般労働者の平均賃金に変更があったときは、派遣元は、協定改定の必要性を確認し、必要に応じて、上記の流れに沿って対応。

(求めに応じて下記の対応)

○ 派遣労働者に対する労使協定の内容を決定するに当たって考慮した事項等の説明 (派遣元) 【法第31条の2第4項】